

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(一の建物又は一群の建物)

第2条 条例第2条第1号の一の建物又は一群の建物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建物
- (3) 前号に掲げる建物のほか、2以上の建物が駐車場、私道その他の施設を共用する等一体的な利用に供される場合（当該2以上の建物が公共の用に供される道路で幅員9メートル以上のもの（幅員2メートル以上の歩道が設けられているものに限る。）によって隔てられている場合を除く。）における当該2以上の建物

(土地利用に関する構想、計画又は方針)

第3条 条例第2条第5号カの規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画及び同法第10条の5に規定する市町村森林整備計画とする。

(特定大規模集客施設立地誘導指針の公表)

第4条 条例第4条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定大規模集客施設立地誘導指針の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(特定大規模集客施設新設届出書)

第5条 条例第5条第1項の規定による届出は、別に定める様式による特定大規模集客施設新設届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 新設予定地（条例第2条第6号の新設予定地をいう。以下同じ。）の周辺の市町村の位置を明らかにした地図
- (3) 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図
- (4) 特定大規模集客施設（条例第2条第2号に規定する特定大規模集客施設をいう。以下同じ。）の新設に係る敷地、建物及び第7条に規定する施設の位置を明らかにした地図
- (5) 特定大規模集客施設の新設に係る建物内で集客施設（条例第2条第1号に規定する集客施設をいう。以下同じ。）の用途に供される部分の配置及び床面積（条例第2条第2号に規定する床面積をいう。以下同じ。）を明らかにした図面
- (6) 集客予定区域（条例第5条第1項第10号に規定する集客予定区域をいう。以下同じ。）を明らかにした地図

(軽微な床面積等変更)

第6条 条例第5条第1項の規則で定める軽微な変更は、当該変更後の特定大規模集客施設の床面積の合計が7,200平方メートル以下となり、かつ、当該変更により増加させる床面積が6,000平方メートル以下となるものとする。

(附属施設)

第7条 条例第5条第1項第3号の規則で定める施設は、駐車場及び駐輪場とする。

(新設の届出の添付書面)

第8条 条例第5条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 新設予定地の現況及び法令等による土地の利用の規制の状況

- (2) 特定大規模集客施設の棟数、階数及び駐車場収容台数
 - (3) 特定大規模集客施設において行われる事業の種類
 - (4) 集客施設以外の用途の概要
- (新設の届出の告示)

第9条 条例第5条第4項(条例第6条第4項及び第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第5条第1項第1号から第9号までに掲げる事項
 - (2) 条例第5条第1項第10号に掲げる事項のうち特定大規模集客施設の1日、1月又は1年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域
- (縦覧の場所)

第10条 条例第5条第4項、第8条第6項、第9条第4項、第10条第3項及び第5項並びに第11条第6項の規定により報告を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 県の庁舎その他の県の施設
 - (2) 関係市町村(条例第8条第4項の関係市町村をいう。以下同じ。)の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設
- (新設の届出を要しない団体)

第11条 条例第5条第6項第3号並びに附則第7項及び第8項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (2) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人
 - (3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (特定大規模集客施設の変更等の届出書)

第12条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設重要変更届出書
- (2) 条例第6条第2項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設軽微変更届出書
- (3) 条例第6条第3項の規定による届出 別に定める様式による特定大規模集客施設新設等廃止届出書

2 前項第1号及び第2号の届出書には、第5条第2項各号に掲げる書類又は図面のうち変更のあった事項に関する書類又は図面を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第13条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定大規模集客施設の床面積を減少させるもの(当該減少させた後の特定大規模集客施設の床面積が6,000平方メートル以下となるものを除く。)
- (2) 特定大規模集客施設の床面積を増加させるものであって、当該増加させた後の特定大規模集客施設の床面積の合計が次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定めるもの
 - ア 条例第5条第1項の規定による届出(同項の軽微な床面積等変更(以下「軽微な床面積等変更」という。)に係るものを除く。以下「一般新設届出」という。)をしている場合であって、条例第6条第1項の規定による届出をしていないとき 一般新設届出に係る床面積の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該一般新設届出に係る床面積の合計に加えた面積以下のもの
 - イ 軽微な床面積等変更に係る届出をしている場合であって、条例第6条第1項の規定による届出をしていないとき 当該増加させた後の特定大規模集客施設の床面積の合計が7,200平方メートル以下であり、かつ、当該増加させた床面積に当該軽微な床面積等変更に係る届出により増加させた床面積を加えたものが6,000平方メートル以下のもの

ウ 条例第6条第1項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積を増加させた後の特定大規模集客施設の床面積（以下「変更届出後の特定大規模集客施設の床面積」という。）の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該変更届出後の特定大規模集客施設の床面積の合計に加えた面積以下のもの
(準隣接市町村指定申請書)

第14条 条例第7条第1項の規定による申請は、別に定める様式による準隣接市町村指定申請書により行わなければならない。
(説明会の開催)

第15条 条例第8条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）は、関係市町村の住民等（条例第9条第2項に規定する関係市町村の住民等をいう。以下同じ。）を対象に開催するものとする。

2 条例第8条第3項の規定による公告（以下「公告」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 新設届出者等（条例第7条第5項の新設届出者等をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定大規模集客施設の名称
- (3) 新設予定地の所在地
- (4) 当該公告に係る関係市町村の名称
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

3 前項の公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(説明会開催結果報告書)

第16条 条例第8条第5項の規定による報告は、別に定める様式による説明会開催結果報告書により行わなければならない。

2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公告の写し
- (2) 説明会において配布した資料

(新設届出意見書等)

第17条 知事は、条例第9条第1項の規定により関係市町村の長の持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由を聴くときは、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める意見書を送付するものとする。

- (1) 条例第5条第1項の規定による届出 別に定める様式による新設届出意見書
- (2) 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による重要変更届出意見書

(新設届出住民等意見書等)

第18条 条例第9条第2項の規定による関係市町村の住民等の持続可能なまちづくりへの寄与の見地からの意見及びその理由は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める意見書の提出により、これを述べるものとする。

- (1) 条例第5条第1項の規定による届出 別に定める様式による新設届出住民等意見書
- (2) 条例第6条第1項の規定による届出 別に定める様式による重要変更届出住民等意見書

(見解等報告書)

第19条 条例第10条第4項の規定による知事の意見に係る新設届出者等の見解及びその理由の報告は、別に定める様式による見解等報告書により行わなければならない。

(勧告の告示)

第20条 条例第11条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 新設予定地の所在地

(3) 条例第11条第1項の規定による勧告の内容

(勧告対応報告書)

第21条 条例第11条第1項の規定による知事の勧告に従い講じ若しくは講じようとする措置又は当該勧告に従わない旨及びその理由の同条第5項の規定による報告は、別に定める様式による勧告対応報告書により行わなければならない。

(公表)

第22条 条例第11条第7項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第11条第1項の規定による勧告に従わない者又は同条第5項の規定による報告をしなかった者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 条例第11条第1項の規定による勧告の内容

2 前項の公表は、岩手県報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(意見陳述書)

第23条 条例第11条第1項の規定による勧告を受けた者が、同条第8項の規定により意見を述べるときは、別に定める様式による意見陳述書によるものとする。

(工事中止勧告の公表)

第24条 条例第12条第3項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第12条第2項の規定による勧告に従わない者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 条例第12条第2項の規定による勧告の内容

2 前項の公表は、岩手県報への登載、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(工事中止勧告意見陳述書)

第25条 条例第12条第2項の規定による工事中止の勧告を受けた者が、同条第4項の規定により意見を述べるときは、別に定める様式による工事中止勧告意見陳述書によるものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭その他の方法により述べることができる。

(地域貢献活動計画書)

第26条 条例第13条第1項及び第15条第2項並びに附則第7項、第8項及び第12項の規定による提出は、別に定める様式による地域貢献活動計画書により行うものとする。

(公表の方法)

第27条 条例第13条第2項及び第15条第3項並びに附則第9項及び第13項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(地域貢献活動実施状況報告書)

第28条 条例第15条第1項並びに附則第10項及び第11項の規定による提出は、別に定める様式による地域貢献活動実施状況報告書により行うものとする。

(報告の徴収)

第29条 条例第22条の規定により知事が新設届出者等に対し報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定大規模集客施設の床面積の合計に関する事項

(2) 新設届出者等が特定大規模集客施設の新設又は条例第6条第1項の規定による届出に係る変更に係る工事に着手した日

(3) 特定大規模集客施設において営業を開始する日又は床面積等変更(条例第2条第6号に規定する床面積等変更をいう。)により特定大規模集客施設とする日

(4) 条例第5条第2項第4号の地域貢献活動に係る計画の概要、条例第13条第1項及び第15条第2項の規定による地域貢献活動計画並びに同条第1項の規定による地域貢献活動の実施の状況の報告に関する事項

(既存特定大規模集客施設等重要変更届出書)

第30条 条例附則第3項の規定による届出は、別に定める様式による既存特定大規模集客施設等重要変更届出書により行わなければならない。

(軽微な変更)

第31条 条例附則第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 特定大規模集客施設の床面積を減少させるもの(当該減少させた後の特定大規模集客施設の床面積が6,000平方メートル以下となるものを除く。)

(2) 特定大規模集客施設の床面積を増加させるものであって、当該増加させた後の特定大規模集客施設の床面積の合計が次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの

ア 条例附則第3項の規定による届出をしていない場合 この規則の施行の日(条例附則第2項に規定する特定大規模集客施設にあっては、当該特定大規模集客施設において営業を開始した日)における特定大規模集客施設の床面積の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該特定大規模集客施設の床面積の合計に加えた面積以下のもの

イ 条例附則第3項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積を増加させた後の特定大規模集客施設の床面積(以下「みなし変更届出後の特定大規模集客施設の床面積」という。)の合計に100分の20を乗じて得た面積又は6,000平方メートルのいずれか小さい面積を、当該みなし変更届出後の特定大規模集客施設の床面積の合計に加えた面積以下のもの

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。